

< 通知預金 > 商品概要説明書

平成24年7月10日現在

1.	商品名	● 通知預金
2.	販売対象	● 法人、個人
3.	期間	● 期間の定めはありません。ただし預入日から7日間の据置期間が必要です。
4.	預入	
	預入方法	● 一括預入
	預入金額	● 10,000円以上
	預入単位	● 1円単位
5.	払戻方法	● 随時解約(一括払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6.	利息	
	適用金利	● 変動金利 ● 毎日の店頭表示の利率を適用します。
	利払時期	● 解約時(払戻時)に一括して支払います。
	計算方法	● 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7.	税金	● 個人の方のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ● 法人は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8.	手数料	
9.	付加できる 特約事項	● 個人のものはマル優の取扱いができます。 マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税で ご利用いただけます。
10.	中途解約時の 取扱い	● 据置期間内に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における 普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
11.	金利情報の 入手方法	● 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.	苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話: 0120-58-3311)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京 弁護士会(電話:03-3581-2249)、埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、 上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)もしくは、 関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所 にお問合わせください。
13.	その他参考 となる事項	● この預金は、「通知預金規定」によりお取り扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が 保護されます。)